

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. 26 (優先度C1)	
検討課題	研修の実施
議会基本条例の条文	<p style="text-align: center;">(研修の実施)</p> <p>第23条 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力を高めるとともに、自らの見識を深めるため、不断の研さんを行わなければならない。</p> <p>2 議会は、前項に規定する目的に資するため、研修会等を行わなければならない。</p>
具体的な運用方法等	<p style="text-align: center;">墨田区議会基本条例第23条に基づき、次の3つの研修会を開催する。</p> <p>1 議員研修会【毎年】</p> <p>(1) 目的 議会審議の参考とすることをはじめ、議員の資質向上及び議会活動の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 開催頻度・対象者 年1回(毎年1月頃)を原則として、議員及び関係理事者を対象に開催する。ただし、予算の範囲内であれば、複数回開催することもできるものとする。</p> <p>(3) 開催方法 一般傍聴の可否など具体的な開催方法については、各派交渉会において協議し決定する。</p> <p>2 議員研修会【改選後】</p> <p>(1) 目的 区の組織、事務分掌及び事業概要について、理解を深めることを目的とする。</p> <p>(2) 開催時期・対象者 改選後、初当選議員及び希望する議員を対象に開催する。</p> <p>(3) 開催方法 各部の部長級職員による講義形式で開催する。</p> <p>3 特別委員会における研修会</p> <p>(1) 目的 特別委員会の調査事項に資することを目的とする。</p> <p>(2) 開催頻度 設置期間中に1回開催することを原則とするが、必要に応じて複数回とすることも可能とする。</p> <p>(3) 開催方法等 委員長は、次の事項について委員会で決定し、議長に報告する。なお、講師の依頼、委託契約の締結などの手続は、議長を経て行うものとする。</p> <p>ア 開催日時・場所 イ テーマ ウ 講師 エ 実施形式 オ 委員外議員及び関係理事者の取扱い</p> <p>【研修会等の区分】 本条による研修会のほか、地方自治法による公聴会及び参考人などの区分については、別表のとおり整理する。これらを開催しようとするときは、本表を参考に必要な手続を経て開催するものとする。</p>
その他	

研修会等の区分

区分	名 称	根 拠 規 定	議会における 実施決定手続	有識者等への 謝礼等の 支払い	議員傍聴	記録作成
公聴会・ 参考人	公聴会	地方自治法第109条第5項 地方自治法第115条の2第1項 議会基本条例第20条第2項 会議規則第114条 委員会条例第21条	【本会議】 議会の議決でこれを 決定する。(会議規 則第114条) 【委員会】 議長の承認を得なけ ればならない。(委 員会条例第21条)	○	○	○
	参考人	地方自治法第109条第5項 地方自治法第115条の2第2項 議会基本条例第20条第2項 会議規則第120条 委員会条例27条	【本会議】 議会の議決でこれを 決定する。(会議規 則第120条) 【委員会】 議長を経てしなけれ ばならない(委員 会条例第27条)	○	○	○
研 修 会	議員研修会【毎年】		各派交渉会で協議 ⇒議長決定	○	○	○ 資料保存
	議員研修会【改選期】	議会基本条例第23条第2項 【検討課題No.26】 〔講師を招き、講義を受けるもの〕	各派交渉会で協議 ⇒議長決定	× 内部講師 のため	○ 希望する 議員は 参加可能	○ 資料保存
	特別委員会における研修会		委員会で協議し決定 ⇒議長へ報告	○	○	○ 資料保存
意 見 交 換 会	議会における意見交換会等	議会基本条例第20条第1項 【検討課題No.19】 〔関係者を招き、意見交換を行うもの〕	政策会議で協議 ⇒議長決定	○	○	○ 概要
	委員会における区民等との 意見交換会等	議会基本条例第13条第5項 【検討課題No.9】 〔関係者を招き、意見交換を行うもの〕	委員会で協議し決定 ⇒議長へ報告	○	○	○ 概要
勉 強 会	委員会における勉強会	なし 〔非公式に、調査事項等の勉強 を行うもの〕	なし	×	△ 委員長 判断	×